

平成29年7月19日

弁護士 坂田 洋介

1 訴訟がどこまで進んでいるか。

この裁判は大詰めを迎えています。その争点は大きく分けて、責任論（国と東電の責任）と損害論（いわき市民の損害）の二つです。

責任論については、過去の東電及び国の資料などにより、国と東電の責任は現時点でも十分立証できており、本年3月の前橋地裁の判決においても国と東電の責任が認められています。この前橋判決は本裁判の原告の主張と共通する部分も多く、次回同判決に関する準備書面を提出する予定です。さらに、今後、原告の主張を補強する資料を追加提出予定です。

損害論については、いわき市民の現状を、これまで原告のアンケート形式の陳述書などにより説明してきたが、現在人数を絞って、より詳細な陳述書を作成し、裁判所に提出しています。また、広島・長崎原爆被爆者の疫学調査などにより低線量被曝の影響を否定できず、また事故直後のいわき市の状況などから、いわき市民が放射能等に対する不安や様々なストレスを抱くことは当然であることが分かってきています。また、生活汚染の状況として、原告自宅敷地などの土壌調査も予定しています。徐々にいわき市民に共通する損害が明らかになっています。

ここからの最後の立証が大事となっています。

2 原告が提出した主な書面

(1) 準備書面（47）損害論に関する東電準備書面（17）に対する反論

あらためて低線量被曝の影響及び放射能に関する精神的ストレスについて、新たな証拠をつけて説明した。放射線被曝の影響についてしきい値がないこと（LNTモデル）は、広島長崎の被爆者調査などにより、徐々に明らかになってきていることを示した。

地域の土壌汚染について、原告の陳述書などを使用して説明した。※今後も原告宅等の土壌調査を行う予定です。

福島原発の廃炉作業の見通しが全くたたないことをテレビ番組（NHKスペシャル）を使用して説明し、いわき市民が未だ不安のなかにいることを説明した。

放射能に関する認識の違いにより、家族内や知人間で人間関係が分断したり、軋轢があり、それが原発事故に由来することをあらためて説明した。

(2) 準備書面（48）：国の求釈明に応じて、外国籍原告を表示した。

※なお、これに基づき、国がどのような主張を行うかは不明である。

(3) 代表原告の陳述書の提出

これまで提出した原告のアンケート式陳述書等の結果に基づく、いわき市全体の被

害の実体を踏まえ、全原告を代表して、30人程度の原告の陳述書の提出を予定している。その代表陳述書により、具体的な被害の詳細な実態も証明する予定です。

2 被告らが提出した書面

(1) 東電

準備書面も証拠も提出せず。

(2) 国

他の訴訟において提出された、責任論及び損害論の専門家意見書を提出した。

3 当日の期日の進行

(1) 原告ら代理人から、提出した原告準備書面(47)について、意見陳述を行った。

(2) 裁判所が、原告と被告に対し、今後の予定の確認をした。

原告は、責任論について、次回前橋判決に関する準備書面を提出する。また、損害論については、代表陳述書を追加して提出する。

東電は、今後原告が代表陳述書に基づく準備書面を提出したときに、その反論書面を提出することを考えている。

国は、前橋判決に基づく準備書面が提出されたときに、それに対する反論を行う。責任論・損害論に関する専門家の意見書を数多く提出してきたので、次回か次々回に、そのまとめの準備書面を提出する。また、外国籍の原告に、本件訴訟を訴える権利がないことの準備書面を提出する。

以上